

取扱区分：「公開」

令和6年第2回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年2月13日（火）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和6年第2回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年2月13日(火) 午前10時00分 ~ 午前10時38分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 16人

1番	林	俊一	2番	歳	光時正
3番	野	村邦幸	4番	重	永正人
5番	佐	伯伴章	6番	笠	井保雄
7番	河	内邦雄	8番	藤	原典子
9番	佐	伯信治	11番	秋	貞啓子
13番	山	下敏彦	15番	市	川進
16番	有	馬俊雅	17番	兼	重智
18番	田	中榮作	19番	白	石純治

(2) 欠席委員 3人

10番	高	橋恵	12番	藤	井孝
14番	瀧	山美智子			

(3) 事務局職員 4人

局長	中	山浩毅	次長	杉	岡清伸
次長補佐	神	本和典	書記	足	達剛志

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第4号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第5号	農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消申請について	1件
議案第6号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件

第3 報告事項

報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	8件
報告第6号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	4件
報告第7号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第8号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	11件
報告第9号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	2件
報告第10号	非農地判断の結果について	48件
報告第11号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	4件
報告第12号	現況が農地でないことの証明等について	8件
報告第13号	周南市内の農地賃借料情報について	1件

中山事務局長

みなさん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中16人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、10番・高橋恵委員、12番・藤井孝委員、14番・瀧山美智子委員の3人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いいたします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第2回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

16番・有馬俊雅委員、17番・兼重智委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページから2ページの議案第4号は、1議案5件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑3筆の面積が1,079平方メートルで、申請譲渡人が数年前まで水稻を耕作していた農地で、現況は草刈り等により管理されている畑です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は施設入所により耕作困難なため兄に譲り渡すものです。

譲受人は、耕作放棄地になる前に弟から譲り受け、キャベツ、キュウリなどの露地野菜を中心に栽培する計画とのことです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る1月11日に申請譲渡人の所有地に係る非農地証明の現地調査をした際に、農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地調査を行い、改めて1月23日に、事務局職員と共に現地を確認いたしました。

その際に、たまたま現地に来られていた申請譲受人に、立会していただきました。

申請譲渡人の法定代理人である成年後見人及び復代理人の行政書士には、2月1日に電話にて状況を確認しました。

申請地は、国道2号の側道に接した3枚の一連の農地で、一部に譲受人が自家用野菜を栽培されていましたが、大部分は草刈りをされているものの耕されていない状態でした。

譲受人の話しでは、5年位前までは弟と母親に譲受人も手伝って水稻を栽培していたが、休耕してセイタカアワダチソウが繁茂したため、定期的に草刈りを行って現在に至っており、この度、弟が相続した土地と住宅を買い取り、農業を始めるとのことでした。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今の議案第1号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号、番号2番を議題といたします

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が2,493平方メートルで、申請譲受人が耕作している農地の近隣の農地です。

申請譲渡人は、令和5年1月10日付けの周南市農業委員会議案第1号番号1番として審議を経て農地法3条許可を受け、申請地を譲

中山事務局長

り受けて約1年が経過しましたが、元の所有者の親族から申請地を譲り受けたいとの申し出があり譲り渡すものです。

その旨、譲受人から申述書が提出されています。

権利移動は、所有権移転で、譲受人は水稻を栽培し規模拡大するため譲り受けるものです。

譲渡人が1年で譲り渡すことについては、やむを得ない事情であると考えられます。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号2番について、1月23日に推進委員2名と事務局職員と私で現地調査を行いました。

また、2月3日に再度、現地において譲渡人にお話しをお聞きしました。

現地については、昨年1月の総会において所有権移転につき可決された農地でありましたが、当農地の前所有者の本家の方より現所有者に対し、農地の返還の話が持ち上がり、いろいろ協議をする中で、現在進んでいるほ場整備に協力するのであれば、所有権を移転することにしたということでございます。

まだ、所有権移転して1年しか経っていないが、ほ場整備に協力するというので私も調査をした中で結論をいたしました。

ほか調査項目がありますが問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第4号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号、番号3番を議題といたします

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が330平方メートルで、申請譲受人が購入予定の住宅に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠方に居住しており農地の管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、キャベツやハクサイなどの露地野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号3番について、1月23日に推進委員2名と事務局職員と私
で所有権移転について現地調査を行いました。

また、2月3日に譲受人と現地において調査、譲渡人とは電話
でお話をいたしました。

当農地330平方メートルの畑地とすぐ隣にある譲渡人の家を含
んで、この度売買による所有権移転を行うものです。

譲受人については現在近くの農家の手伝いを行い、また、当農
地でも野菜を作りたいという話であります。

今まで農業に対する実務経験はありませんが、現役時代は県職
員であり稲作の研究職に勤めておられ、今回農地と家を購入し農
業を行いたいとのことです。

また、近くの農地のほ場整備完成後にはその組合等に入り、一
緒に農業を行うということでございます。

譲渡人は現在県外に在住し相続により本件農地を取得しまし
たが、管理できないため、今回所有権移転をするものであります。

調査項目に照らし調査を行いました。問題ないと思われま
す。よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第4号、番号3番について質疑を行いま
す。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号、番号3番は、許可と決定い
たします。

議長（山下会長）

続きまして、議案第4号、番号4番を議題といたします
事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が1,811平方メートルで、申請譲受人が耕作する農地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は財産処分のため譲り渡すものです。

譲受人は、水稻を作付けし規模拡大するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号4番について、1月23日に推進委員2名と事務局職員と私
で現地調査を行いました。

今回申請にある農地2か所1,811平方メートルについては現在
進んでいるほ場整備に協力するための所有権移転であり、譲受人
は他に農地を17,380平方メートル所有または耕作をされており、
譲渡人は農業をしないためほ場整備に協力するため贈与による所
有権移転をするものであります。

調査項目に照らし調査を行いました問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第4号、番号4番について質疑を行いま

す。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号、番号5番を議題といたします

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が2,391平方メートルで、申請譲受人が耕作する農地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人である相続財産管理人が財産処分のため譲り渡すものです。

譲受人は、水稻や大豆等を作付けし規模拡大するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号5番について、1月23日に推進委員2名と事務局職員と私

で現地調査を行いました。

今回申請にある農地は、財産管理人による管理農地で2,391平方メートルであり、長期間耕作放棄地であります。

今回予定しているほ場整備に参画し早期の復田に勤めるため、譲受人等による農作業の補完を行っているところでございます。

譲受人は現在、他の農地を約25,513平方メートル耕作し、水稻や花、野菜、麦等を耕作し農業に大変力を入れている方であり、本件の所有権を取得しても問題ないと思われま。

また、調査項目に照らし調査を行いました。問題ないと思われま。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第4号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号、番号5番は、許可と決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消申請について」、番号1番を議題といたします

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

3ページの議案第5号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

議長 (山下会長)

中山事務局長

本件は、令和5年10月10日付けの周南市農業委員会議案第50号番号1番として、審議を経て許可したものに関連します。

許可後に申請地と一緒に購入予定の物件に支障があり、申請地を含む契約成立の見込みがなくなったため、許可処分の取消申請が提出されました。

所有権は移転していないとのことで、登記の全部事項証明書で確認しております。

許可処分の取り消しが適当と考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第5号番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第5号番号1番の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことに決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

4ページの議案第6号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和5年10月10日に開催の第11回総会における、議案第47号の番号1番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和5年12月12日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

申請人は、高齢で管理ができないため、植林で管理をしようとするものです。

なお、既に植林をしています。

このことについては、顛末書が提出され、今後は農地法を遵守するとのことでした。

申請地は、小畑市民センターから東へ約440メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図は配付資料のとおりです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましても、事業計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番重永委員

4番の重永です。

番号1番について補足説明いたします。

本案件は、令和5年第11回農業委員会総会で審議可決されました「農業振興地域整備計画の変更申請」に伴う申請です。

去る1月24日に推進委員、事務局職員と共に現地を確認し、その後、申請人宅を訪問して直接本人に確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおり間違いありません。

申請地は急斜面のつづら折りの山道を登りついた山林に囲まれた場所にあります。90歳近い申請人には農地としての管理が困難になってきており、後継者もないということから、コナラを植樹し、林地として適切な管理をしていきたいというものです。

ただ、農地法の規定の十分な認識がなかったということで、令和4年には植樹を完了しています。

このことについては、「深く反省しており、今後は農業委員会の指導を踏まえて、農地法及び関係法令等を遵守していきます。」とのことでした。

今回、被害防除計画書や調査項目表に従って調査をいたしました。問題はありませんでした。

先ほどもご説明したとおり、申請地は全体が山林に接しており、周辺農地や地域の営農施設に支障を及ぼす恐れもないと思います。

また、提出書類も揃っており、問題はないと思われます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第6号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、許可とし、その施行は農用地区域除外後とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第6号、番号1番は、許可相当で、許可の施行は農用地区域除外後と決定いたします。

次に、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に

議長（山下会長）

ついて」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

5ページの議案第7号は、1議案3件です。

番号1番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、事務所を兼ねた各種ポンプ・ブロー製品の電源を制御する電源制御盤を作成する工場を建設するため、申請地を購入しようとするものです。

譲渡人は、譲受人の申出を受けて譲り渡すものです。

申請地は、熊毛高速自動車国道出口から北西約380メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号1番について、1月23日に推進委員2名と事務局職員と私で現地調査を行い、2月7日に再調査を行いました。

今回の農地は今まで地元の法人が牧草用地として管理をしていましたが解約となり、次の担い手を探していましたが、農地として使用される方がいなかったため、譲受人の申出により売買による所有権移転をするものでございます。

譲受人はこの農地を取得後に造成し、事務所及び工場を建設するものです。

この会社は各種ポンプ、ブロー製品等の関連機器の販売、メンテナンスを業務とする会社であり、生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は側溝に流すものであります。

調査項目に照らし調査を行いました、問題ないと思われま

す。また、地元の関係者に対する説明も済まされておるとい

うことをお聞きしております。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第7号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたしま

す。議案第7号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第7号、番号1番は、許可と決定いた

たします。

続きまして、議案第7号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番につきましてご説明いたします。

本件は、令和5年10月10日に開催の第11回総会における、議案第47号の番号3番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和5年12月12日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,799.46平方メートル、パネル枚数704枚を設置する

議長 (山下会長)

杉岡事務局次長

もので、発電出力は249.5キロワットが1基です。

譲渡人は、遠方に居住していて管理が難しく、また、取水も困難で営農条件も悪かったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市東善寺やすらぎの里から北東へ約3,400メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号2番について、1月23日に推進委員2名と事務局職員と私で現地調査を行い、2月7日に再度の現地調査を行いました。

今回、売買による農地転用で、ソーラーパネル704枚、発電出力249.5キロワットを設置するものでございます。

現地は、現在草刈りはしてありましたが長年耕作されておらず、カヤ、ススキ等が繁茂しており、水田として利用が難しい状況でした。

また、譲受人は東京に在住で、今回ソーラーを設置するためにこの土地を所有するものでございます。

現地の状況等考えた時、ソーラー発電が適していると思われま

す。また、譲渡人は現在市内に在住で農業をされない状態であり、営農条件が悪い農地のため、手放すものでございます。

調査項目に照らして調査を行いました。問題ないと思われま

す。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第7号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号、番号2番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、許可とし、その施行は農用地区域除外後とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第7号、番号2番は、許可相当で、許可の施行は農用地区域除外後と決定いたします。

続きまして、議案第7号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、建築面積72.04平方メートルの自己用住宅を建設しようとするものです。

譲渡人は、遠方に住み、管理も困難であることから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、勝間小学校から南東へ約560メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当します。

土地面積331平方メートルのうち55.8平方メートルは傾斜のある

法面で有効敷地面積は275.20平方メートルです。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番、河内です。

番号3番について、補足説明をします。

去る1月26日に推進委員と事務局職員と現地調査をしました。

内容については事務局での説明されたとおりです。

また、後日申請者に電話で確認しました。

場所は熊毛総合支所より西側で、緑ヶ丘団地というところで、勝間小学校から南方面に約560メートルのところですか。

保全管理された畑で331平方メートルです。

譲受人は申請地を購入し、72.04平方メートルの自己用住宅を建てたいとのことですか。

譲渡人は譲受人の要望に応え、また耕作しないので売却したいとのことですか。

調査項目に沿って確認しましたが、問題ないと思われます。

以上で調査結果を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第7号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第7号、番号3番は、許可と決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第5号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

6ページから8ページの報告第5号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は8件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページから10ページの報告第6号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、4件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

11ページの報告第7号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設として農地への進入路に転用するもの1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページから14ページの報告第8号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、11件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号「農地法第5条第1項第7号及び農地

法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第9号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、2件です。

番号1番は、農地法施行規則第53条第12号に規定された周南市が市街化区域内にある農地を取得するもので、公共工事の代替地にするための転用、番号2番は、同条第15号に規定された周南市が行う市道災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第9号を終わります。

続きまして、報告第10号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから18ページの報告第10号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をいたしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は48件です。

判断の結果、農地に該当が9筆、9,159平方メートル、非農地に該当が39筆、29,062平方メートルであると決定しました。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第10号を終わります。

続きまして、報告第11号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

19ページの報告第11号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった4件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第11号を終わります。

続きまして、報告第12号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

20ページから22ページの報告第12号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行し

て現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は8件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第12号を終わります。

続きまして、報告第13号「周南市内の農地賃借料情報について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

23ページの報告第13号は、農地法第52条の規定により、農地の賃貸の情報として、令和5年1月から12月までに、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃貸借及び農地法第3条許可により設定された賃貸借における賃借料を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃貸料水準を別紙「周南市賃借料情報」のとおり取りまとめたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第13号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和6年第2回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午後10時38分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年2月13日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 有 馬 俊 雅

署名委員 兼 重 智